このたび私たちは、有志とともに議論を重ね「消費税減税の財源をつくる法律案」を取りまとめ、野田佳彦代表に政策提言を行ったところです。
立憲民主党に所属する議員各位におかれましては、是非とも私たちの提言にご理解ご賛同賜りたく、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

写

２０２５年１２月１６日

立憲民主党
代表 野田佳彦 様

不公平税制の抜本改革で
消費減税の財源をつくる会
会長　江田憲司

「消費税減税の財源をつくる法律案」について（提言）

日々、職務に精励されていることに敬意を表します。

我々は、政権交代を目指し、幅広く野党連携を図ることを目的に、これまで党内で消費税減税の実現に取り組んできた二つの研究会を一つにし、新たに「不公平税制の抜本改革で消費減税の財源をつくる会（略称 消費税減税の会）」を設立しました。そして、今国会中、令和４年６月に我が党を含む野党四党で国会に共同提出した「消費税の減税その他の税制の見直しに関する法律案」をバージョンアップするために研究を続けてきました。

その成果として、別紙の通り「消費税の減税並びに個人所得課税、法人課税及び金融所得課税の見直しその他の税制の抜本的改革に関する法律案（仮称）」骨子案を全会一致で取りまとめたところであります。消費税５％減税とインボイス制度の廃止、そして、その財源として消費税創設時から優遇され続けてきた超富裕層、超大企業に担税力に応じて応分の負担を求めることこそが、格差是正を図り、分厚い中間層をつくり、国民生活、国民経済を立て直すことになると確信しております。

我が党がすでに「飲食料品に係る消費税の税率を引き下げて零とする臨時特例の創設及び給付付き税額控除の導入に関する法律案」を衆議院に提出していることは承知しておりますが、これに加え、消費税減税では軌を一にするものの、その方式については違いがある野党各党間の連携を進めていくためにも、もう一つの選択肢を用意しておく意義は大きいと我々は考えています。

２１年秋の総選挙の我が党の公約にも、この法律案骨子の内容とほぼ同じ政策が盛り込まれており、次期総選挙に向けた今後の公約、政策の策定にあたっても、その議論の俎上にのせていただくことを強く要望いたします。

以上

【事務局】衆議院議員福田昭夫事務所　TEL:03-3508-7289 FAX:03-3508-3739

消費税の減税並びに個人所得課税、法人課税及び金融所得課税の見直しその他の税制の抜本的改革に関する法律案（仮称）　骨子案

一　趣旨

この法律は、現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響の緩和、経済的格差の是正、経済の活性化等を図りつつ、社会保障の充実、教育及び科学技術の振興等に必要な財源が確保されるようにする観点から、税負担の公平を確保するため、消費税の減税並びに個人所得課税、法人課税及び金融所得課税の見直しその他の税制の抜本的改革について定めるものとすること。

二　消費税の減税等

１　令和８年10月１日以後の消費税率（地方消費税率を含む。）については、当分の間、軽減税率を含めて100分の５と一律にする特例を設けるものとし、政府は、このために必要な法制上の措置を速やかに講ずるものとすること。

２　消費税の仕入税額控除に関する適格請求書等保存方式に係る制度は廃止するものとし、政府は、このために必要な法制上の措置を速やかに講ずるものとすること。

３　政府は、１及び２の措置を講ずるに当たっては、地方公共団体の一般財源の額（地方財政法第４条の３第１項に規定する一般財源の額をいう。）が減少しないようにするものとすること。

三　個人所得課税の累進性の適正化

個人所得課税については、最高税率の引上げ及び税率区分の新設等により累進性を適正化するものとし、政府は、このために必要な法制上の措置を講ずるものとすること。

四　法人課税に関する措置

法人課税については、所得の高い法人に対してその所得に見合う税負担を求める観点から、累進性を有する税率構造とするものとし、政府は、このために必要な法制上の措置を講ずるものとすること。

五　金融所得課税に関する措置

金融所得課税については、金融所得の高い者に対してその所得に見合う税負担を求める観点から、分離課税のまま累進性を有する税率構造とするものとし、政府は、このために必要な法制上の措置を講ずるものとすること。

六　その他の税制に関する措置

三から五までに定めるもののほか、政府は、税負担の公平を確保する観点から、租税特別措置その他の税制の在り方について見直しを行い、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとすること。

七　施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。